

ご請求について

旅行終了後、必要書類を互助会事務局まで提出してください。

旅 行 補 助（給付金額 10,000円）

対象となる方

退職して1年以上経過している特別会員が対象です。
ただし、給付が受けられるのは3年度に一回ですので、前年度および前々年度の間に出発した旅行で、この給付を受けた方は対象になりません。

給付対象となる旅行

1回の旅行が1泊2日以上で、特別会員1人分の自己負担額が3万円以上である旅行が対象です。

対象となる費用

◎宿泊費 ◎交通費（ガソリン代・有料道路料金・駐車場代は対象外）
※飲食代・イベント等参加費・施設入場料・宅配料・お土産代・各種入会費等は対象にはなりません。

必要な書類

◎旅行補助請求書
◎領収書（特別会員の宛名・1人分3万円以上の費用が分かる領収書。写し可。）
※日程表や明細書等がある場合は、できるだけ一緒に送ってください。旅行費用と分かりかねる場合など、内容が分かる書類を追加で提出いただく場合があります。
注意！領収書の宛名は、請求する特別会員本人名（複数名分の場合は連名でも可）で発行してもらってください。

請求期限

旅行終了後、出発日が属する会計年度内に請求してください（4月1日～翌年3月31日までを一会計年度とします）。間に合わない場合は、最終期限を翌年度の5月15日必着とします。
※5月15日が土曜日の場合は5月17日、日曜日の場合は5月16日を最終期限とします。

給付の方法

◎互助会に届出いただいている口座へ振込みます。
◎毎月20日までに受理（不備等がない状態）したご請求については当月末、20日を過ぎて受理したご請求については翌月末の給付となります。
※祝日等により、20日より前の日に締め切る場合があります。

※提出先・お問い合わせ先：〒780-0850高知市丸ノ内1-7-52

高知県教育委員会事務局教職員・福利課内 一般財団法人 高知県教職員互助会事務局

TEL 088-821-4917 FAX 088-872-1227